

いわてシニアの会 会則

(名称)

第1条 この会は、「いわてシニアの会」という。

第2条 この会の事務所は、本会の会計宅に置く。

第3条 この会は、会員相互の親睦を深めるとともに、地域社会や地場企業への貢献と、個人生活の質の向上を図る事業等を行い、地域活性化に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 会員の知的好奇心を満たすことに関する事
- (3) 地域社会の貢献に関する事
- (4) 地場企業の貢献に関する事
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この会の目的に賛同する高齢者は、会員となることができる。

2 会員加入には、会員の推薦を必要とする。

第6条 会員は、年会費2,000円を納入する。

第7条 この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、事務局員若干名、会計1名、会計監査2名

2 前項の役員は、総会において、会員の中から選任する。

第9条 会長は、この会を代表して、会務を総括する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第10条 総会は、年1回(以上)開催し、次の事項について審議する。

総会は、会員の過半数の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。

- (1) 事業計画および予算について
- (2) 事業報告および決算について
- (3) その他必要な事項

(会計年度)

第11条 この会計年度は、毎年4月1日から始まり、3月31日までとする。

(附則)

この会則は、平成29年1月5日より施行する。

改正履歴

平成29年1月5日 新規作成及び施行

平成30年1月30日 改正版1作成 平成30年4月1日施行

第5条 会員加入条件 会員3名以上 → 会員2名以上に変更

第6条 年会費 1000円 → 3000円に変更

第7条 役員 事務局長1名を新規追加

付則 改正履歴を追加

会則より会員名簿を除く

平成31年1月30日 改正版2 平成31年1月30日施行

第2条 この会の事務所は、盛岡市上太田北田64-2に置く→「この会の事務所は、本会事務局
長の所在地に置く」に変更

令和5年5月16日 改正 令和5年6月1日施行

第3条 趣旨の見直し等含め新たに設定

第4条 第3条の見直しを基に、新たに設定

第5条 高齢者等と変更 2会員加入条件の追加

第7条 事務局員若干名を追加

令和7年5月21日 改正 令和7年5月21日施行

第2条 会の事務所を会計宅に変更

第3条 会費を2,000円に変更